

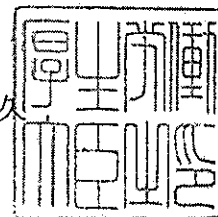


厚生労働省発食安０５１４第１号
平成 ２ ７ 年 ５ 月 １ ４ 日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成１５年法律第４８号)第２４条第３項の規定に基づき、
下記事項に関する同法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価について、
貴委員会の意見を求めます。

記

スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓について、
輸入条件の設定。具体的に意見を求める内容は別紙の２のとおり。

別紙

1 諮問の背景及び趣旨

- (1) 現在、スイス及びリヒテンシュタインの牛肉等については、輸入禁止措置を講じており、これらの評価が必要となっている。各国の飼料規制及びサーベイランスの実施状況、食肉処理段階の措置等を踏まえた現在のリスクに応じた対策の見直しの検討が必要である。
- (2) 評価に当たっては、飼料規制やサーベイランス、SRM（特定危険部位）の除去に加え、と畜場でのBSEスクリーニング検査などの対策を考慮する必要がある。
- (3) また、OIE基準よりも高い水準の措置を維持する場合には科学的な正当性を明確化する必要がある。

2 具体的な諮問内容

(1) 月齢制限

現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクを比較。

注 脊柱については、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。

- (3) 上記（1）及び（2）の評価を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（上記（1））を引き上げた場合のリスクを評価。

3 今後の方針

食品健康影響評価の結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行う。